

中標津町総合体育館建設基本構想（案）に対する意見募集結果

◆はじめに

中標津町総合体育館建設基本構想（案）について、町民の皆様から寄せられたご意見を下記の通り公表いたします。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

◆ご意見の募集結果

【案件名】 中標津町総合体育館建設基本構想（案）

パブリックコメント

【募集期間】 平成23年11月22日（火）～平成23年12月21日（水）

【意見総数】 1件（1人）

【内訳】

【修正】 案を付加・修正するもの	0件	【電子メール】	1人
【既掲載】 既に案に盛り込んでいるもの	0件	【郵送】	0人
【参考】 今後の参考とするもの	0件	【FAX】	0人
【その他】 意見として伺ったもの	1件	【直接持参】	0人

◆ご意見の概要と町の考え方

ご意見の概要と町の考え方は以下のとおりです。

中標津町総合体育館建設基本構想（案）に対する意見の概要と町の考え方
（次ページ）

中標津町総合体育館建設基本構想（案）に対する意見の概要と町の考え方

町民等の意見の概要	件数	意見に対する教育委員会の考え方
22ページ9～13行目	1	
1 基本設計開始の時期は、平成24年度の何月ごろを想定されていますか。		1 基本設計の着手については、平成 24 年7月の予定しております。
2 実施設計開始の時期は、平成25年度の何月ごろを想定されていますか。		2 実施設計の着手につきましては、平成 25 年7月頃を考えております。
3 平成26年度の工事とは工事着工を示すのでしょうか。その場合は、平成26年度の何月ごろを想定されていますか。		3・4 工期につきましては、平成 26年4月から平成 28年3月を予定しております。 また、平成 28 年度に供用開始を予定しております。
4 平成27年度の工事とは工事竣工を示すのでしょうか。その場合は、平成27年度の何月ごろを想定されていますか。		
5 基本設計、実施設計は、本事業が公共事業であること、アリーナという特殊性の強い建築物であること、実績・提案力・実行力・コスト調整力といった総合的な視点が必要なこと。 以上を踏まえた公開性の強い選定方法になるのでしょうか。それとも、指名競争入札になるのでしょうか。		5・6 入札については、競争入札、プロポーザル方式などがありますが、国土交通省や会計検査院等の通知を遵守しながら現在検討を進めております。
6 施工は、本事業が公共事業であること、アリーナという特殊性の強い建築物であること、実績・組織力・実行力・アフター能力 といった総合的な視点が必要なこと 以上を踏まえた選定方法になるのでしょうか。それとも、指名競争入札になるのでしょうか。		※ ご意見をいただいた事項に係る、時期につきましては、現時点での予定であり、今後事業の進捗状況によっては、変更となりますのでご理解をお願いいたします。 (中標津町教育委員会)